

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
相生市	野瀬地区(野瀬集落)	令和3年3月1日	平成31年3月27日

1 対象地区の現状

区 分	面 積 (ha)	割 合
地区内の耕地面積	26.62 ha	
①人・農地プランの耕地面積	25.15 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.91 ha	55.3 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	4.25 ha	16.9 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.65 ha	38.4 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	4.21 ha	16.7 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	3.63 ha	14.4 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	1.81 ha	7.2 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	11.24 ha	44.7 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) プランの区域は、住宅地内の混在農地を除いた区域としている。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果では、70歳以上の所有者は7.85haの農地(回答耕作面積の56%)を有し、すべてが後継者が不明もしくは未定の農地となっている。また、貸出希望の農地は7.5haであり、将来的に地域の農地が守れるか不安がある。 ・現状としては、地域内に中心となる経営体(認定農業者等)が1名である。 ・現状で地元の団体が取組として水路、農道、畦畔等の管理を行っている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・貸出希望農地が多いが、地区内に中心となる経営体がないため、地域の農地を守るって行くためには現在利用権設定をしている農業者を中心経営体となっていただく、若しくは近隣の認定農業者や新規就農者を募るなどの取組を行い、集積を進めていく。 ・中心となる経営体については、土地利用型農業で水稻、ハウス栽培(イチゴ、トマト)を中心とした野菜の作付けを行う。 また、今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、担い手間で協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。 ・中心となる経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、地元の団体が行うように努める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

現在貸付けている、または貸付け等の意向が確認された農地は、128筆 75,016㎡となっている。
作業の効率化を図るため、定期的な話し合いを行い集約化に努め農地の保全を図る。

●農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し貸付けていく。
しかし、当地区の地主の大半は、農地を貸し出す場合は機構を通じてではなく、顔の見える相手に貸出希望である。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。